

可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では以下の2件の意見書を6月20日に可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

食品安全新法制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求めることに関する意見書

日本でもBSE(牛海绵状脑症、いわゆる狂牛病)が発生し、消費者は大きな衝撃を受けたが、さらに新たに牛肉を初めとするさまざまな偽装事件の続発により、消費者は、食品の安全や表示に大きな不信と不安を抱くとともに、行政や事業者に対して大きな憤りを高めている。

現在、政府や国会等の場で、食品の安全にかかる包括的法律(食品安全新法)の制定や新しい行政組織の設置の検討が行われている。

その際には、消費者を最優先に位置づけ、国民の健康や食品の安全性の確保、生産振興から独立した食品安全行政組織、リスク分析システムの確立、消費者の参加、情報公開などの確立が不可欠である。同時に、実際の食品安全を確保するための中心的な法律である、食品衛生法を大幅に改正し、法律の目的に国民の健康や食品の安全性確保を位置づけ、行政の責務を明確にすることや、食品の表示制度について、消費者の権利の観点から、総括的・一元的に見直すことが必要である。

よって政府においては、かかる食品の安全をめぐる状況を踏まえ、国民の健康と食品の安全性を確保することを目的とした食品安全新法の制定、新行政組織の設置とともに、食品衛生法の抜本的改正や運用強化を図るよう強く要望する。

有事関連3法案に関する意見書

政府は、今国会に「武力攻撃事態法案」「自衛隊法改正案」「安全保障会議設置法改正案」を提出し、現在審議中である。

国民の生命・財産を守るために、憲法に基づき適切に対応することは、法に基づいて政治を行う上で、最も重要なことであると考える。

ところが、これら3法案の基本とも言える「武力攻撃事態」について、「おそれ」「予測」の事態まで想定しているが、その定義はいまだ判然とせず、また、米軍を支援する「周辺事態」と重なり合うともされており、「有事」の概念がさらに拡大されるおそれがある。

また、さきの周辺事態法では、自治体に対して、国が「協力を求めることができる」とされていたものが、本法案では、国が代執行する「強制力」を持つものとなっており、全国の自治体の首長からも懸念が表明されている。

さらに、国民にとって最も重要な人権や財産権に関する法整備は、2年内を目標に後回しされたため、有事に対しての国民の不安感をぬぐい去ることはできない。

よって本市議会は、政府に対し、本市が「平和都市」を宣言している立場からも、次の事項について慎重に対処することを強く要望する。

- 1 政府は、本法案の重要性にかんがみ、広く公論をもって、国民が納得できる十分な審議を尽くし、拙速を避けること。
- 2 地方分権推進など、自治権の拡充が進められている中、本法案に対する地方公共団体の意見などを十分尊重し対処すること。
- 3 有事法制により、アジアの軍事的緊張感を高めることなく、日本国憲法の平和主義の理念に立った積極的な平和外交により、世界平和に貢献するよう努力すること。

今定例会前の五月三十一日に議会全員協議会を開催し、市から「ごみ半減計画の見直しについて」の報告を受けました。

市では、ごみ半減計画の見直しに至った経過や当面の対応などについて市民の理解を得るために、五月八日から二十日までの間、自治町内会長・商店会長・廃棄物減量化等推進員・市民を対象に十回の説明会を開催しました。

市長は報告に当たって、これまでの説明会で出された市民のさまざまなお問い合わせを十分に検討し、見直しの内容をより具体的なものにするとともに、中長期的な方向性について早急に検討を進め、九月定例会において補

正予算を含めて、具体的な提案をしたいとしました。また、説明会を通じて、「ごみ半減計画の見直し」を行うこととした決断に対し、おおむねの支持を得たと確信しているとの見解も示しました。説明会の概要等について、次のとおり報告を受けました。

【ごみ半減計画の見直し理由】 本年の十一月までに本市のごみ焼却量を半減し三万五千トンに

しようとする従来の計画では、今後一万四千トンの減量が必要となるが、資源化の努力をして減量に限界があるので、半減達成のためにはごみの発生抑制を行いう必要がある。しかし、発生抑制にはライフスタイルの変更

を必要とし、それには時間がかかることから、十一月までの達成は不可能であるとし、循環型社会の形成を目指し、「ごみ半減計画」を着実に推進するため、安定的に継続的な市民本位の計画を見直すものであるとの説明をした。

【ごみ半減計画の見直し内容】 説明会で説明した見直しの内容は、大きく分けてごみ半減に

ごみ半減計画を見直し全員協議会で報告

意見を十分に伺い、国や他の地方公共団体の動向も見ながら結論を出したいと説明をしたとのことでした。

【ごみ半減計画の見直し内容】 向けた「当面の対応」と「中長

期的な方向性」について、特に重要なことは、当面の緊急対策の問題でありますと報告しました。

◎当面の対応 当面の対応の中での緊急対策として、本年十二月以降本市のごみ焼却施設は名越クリーンセンターのみとなり、焼却可能量が三万五千トンを超えるごみを鎌倉市外で焼却する自区外とし、また、自区内処理が原則であるごみ処理

が認定する六路線のうち、稻村ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る路線ほか二路線はいずれも認定に係る道路用地との再編成を行なうため、道路法の規定に基づき廢止するものです。

◎市道路線の廃止 稲村ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五五五番一四地先に至る路線ほか二路線はいずれも認定に係る道路用地との再編成を行なうため、道路法の規定に基づき廢止するものです。

◎中長期的な方向性 既存施設の有効活用の方向は、焼却ということではなく、減量・資源化のための施設整備とともに、一部戸別収集などの市民負担の軽減策を実施したい旨を説明したことでした。

◎中長期的な方向性 既存施設の有効活用の方向は、焼却といふことではなく、減量・資源化のための施設整備となるが、中長期的な方向性の検討にはもう少し時間が必要であるとし、九月定例会には、一定の方向性を提案したいとしました。また、見直し後のごみ半減計画は、「ごみ処理の広域化計画」と整合がとれ、民間活力の導入を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

【ごみ半減計画見直しの説明会場】 今定例会に市道路線の廃止及び認定に関する議案が提出され、審議の結果、いずれも賛成により、可決しました。

△市道路線の廃止 稲村ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五五五番一四地先に至る路線ほか二路線はいずれも認定に係る道路用地との再編成を行なうため、道路法の規定に基づき廢止するものです。

△市道路線の認定 認定する六路線のうち、稻村ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る路線ほか二路線はいずれも認定に係る道路用地との再編成を行なうため、道路法の規定に基づき廢止するものです。

△市道路線の認定 認定する六路線のうち、稻村ガ崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇二地先に至る路線ほか二路線はいずれも認定に係る道路用地との再編成を行なうため、道路法の規定に基づき廢止するものです。